

令和7年度 ぐんまスペース&エアロプロジェクト 「地表変動検知システムの行政課題活用事業」 委託企画提案要領

1 趣旨・目的

群馬県では、今後、宇宙ビジネスの市場成長が見込まれていることから、宇宙ビジネス創出支援を施策に位置づけており、令和3年度から継続的に取り組んでいます。中でも、衛星データの利活用は著しい成長分野とされており、県内でも昨年度までの支援施策によりこのビジネスに取り組む企業が現れ始めています。

そこで、昨年度に引き続き衛星データ解析企業の育成・サポートを行いながら新たに群馬県の行政課題への衛星データ活用の検証を行うため、地表変動検知システムの行政課題活用事業を行います。本事業により、衛星データ利活用ビジネスに取り組む企業への実績の創出および衛星データ活用によって行政課題の解決が可能か検証するものです。

つきましては、本事業を公募型プロポーザルにより募集します。なお、本事業は事業全体の情報を可能な限りオープンで進めますので御理解願います。

本要領は、その募集の内容、選定の手続等について定めます。

2 委託業務の内容

- (1) 業務名称 令和7年度 ぐんまスペース&エアロプロジェクト
「地表変動検知システムの行政課題活用事業」
- (2) 業務概要 **令和7年度 ぐんまスペース&エアロプロジェクト**
「地表変動検知システムの行政課題活用事業」委託仕様書のとおり
- (3) 委託期間 契約締結の日から令和8年2月27日まで
- (4) 積算上限 **4,928千円（消費税及び地方消費税を含む）**

※この積算上限は、本プロポーザルにおける企画提案書作成のための積算条件の一つであり、この範囲内で積算してください。「9 注意事項」も必ず御確認ください。

※採用された事業者に対しては、採用された企画提案に基づき業務内容を調整の上、再度見積りを依頼します。

3 応募資格

次の条件の全てを満たしていることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者
- (2) 破産宣告を受け復権していない者でないこと
- (3) 銀行取引停止処分を受けている者でないこと
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律225号）に基づく再生手続の申立てがなされている者ではないこと
- (5) 群馬県の指名停止処分を受け、その期間が終了していない者でないこと
- (6) 暴力団、暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと
- (7) 国税及び地方税等を滞納している者でないこと
- (8) 就業規則の整備等、労働関係法令を遵守していること
- (9) 群馬県内に本社または営業所があること

- (10) 衛星データを利用したビジネスに取り組み始めて2年以内であること
- (11) 本事業に係る提出物、ミーティング内容、事業実施状況、成果物その他関係する内容について、明確に不利益が生じる情報を除き公開できること

4 企画提案書の提出

本プロポーザルに参加する事業者は、以下のとおり企画提案書を提出してください。

(1) 提出書類

①提案書【様式2】

②費用見積書【任意様式】

※内訳の単位は一式とすることなく、支出項目ごとに根拠（単価×日数等）を示すこと。

③「群馬県の事務事業からの暴力団排除に関する要綱」に係る誓約書【様式3】

④法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）（3ヶ月以内に発行されたもの）

※個人事業者の場合は代表者の住民票（3ヶ月以内に発行されたもの。コピー可）

⑤パンフレット等、提案者の概要が分かる資料

⑥定款（法人格を有しない場合は、運営規約に該当するもの）

⑦決算書（直近のもの1年分）

⑧消費税の「課税事業者届出書」又は「免税事業者届出書」【様式4】

※消費税法上の課税事業者にあたる場合は「課税事業者届出書」を、免税事業者にあたる場合は「免税事業者届出書」を提出すること。

※提案書の様式等の必要資料については、県ホームページからダウンロードすること。

(2) 提出方法

提出書類を電子ファイルにて提出してください。

※提出書類③、⑧については押印したものを別途郵送してください。

(3) 提出期限

令和7年6月17日（火） 17時00分必着

(4) 提出先

電子ファイル送付先 kouku@pref.gunma.lg.jp

※添付ファイルの合計容量が7MBを超える場合は、別途アップローダーを案内しますので上記メールアドレスあて連絡ください。

※提出後、24時間以内（土日祝除く）に受領確認のメール返信がない場合、正しく届いていないおそれがありますので、電話にてご連絡ください。

押印書類郵送先 〒371-8570 前橋市大手町1-1-1

群馬県産業経済部地域企業支援課

ものづくりイノベーション室技術開発係

5 質問受付

企画提案に係る質問がある場合は、以下により、受け付けます。

(1) 受付期限 **令和7年6月12日（木） 17時00分まで**

(2) 質問様式 「企画提案募集に係る質問書」（様式1）

(3) 質問方法 電子メール

※1 件名を「応募事業者名(スペース&エアロ)／プロポーザル事業に関する
こと」としてください。

※2 提出後、24時間以内(土日祝除く)に受信確認のメール返信がない場
合、正しく届いていないおそれがありますので、電話にてご連絡ください。

(4) 提出先 kouku@pref.gunma.lg.jp

(5) 質問に対する回答 質問への回答は、質問者のみに電子メールで送付します。

6 審査

(1) 審査方法

県において、企画提案書の内容を審査します。審査は書類審査のみとし、事業者からのプレゼンテーションは実施しません。ただし、審査する上で必要が生じた場合に、ヒアリング等を実施することがあります。

(2) 審査基準

- ・事業内容について(衛星データを利用した行政課題解決の計画実現性)
- ・事業親和性について(過去の業務・経歴・保有技術と本公募の親和性の有無)
- ・事業遂行能力について(経理処理などの事務管理能力、事業実施体制、事業進捗方法)
- ・事業費について(見積額及び積算内訳、根拠と妥当性)

(3) 優先交渉提案者(契約交渉の相手方)の選定方法

審査結果に基づき、評価点の合計が最高点の事業者を最優秀提案者として選定し、速やかに書面にて結果を通知します。

7 契約締結等の手続

県は、上記により決定した最優秀提案者を契約相手とする前提で、業務内容、経費等について協議を行い、必要に応じて内容を変更した上で契約を締結することもあります。また、当該協議が不成立の場合は、次に評価の高い応募者と協議を行う場合があります。

8 スケジュール

- | | |
|------------------|-----------|
| (1) 令和7年5月27日(火) | 企画提案募集開始 |
| (2) 令和7年6月12日(木) | 質問書提出期限 |
| (3) 令和7年6月17日(火) | 企画提案書提出期限 |
| (4) 令和7年7月中旬 | 審査・選定結果通知 |

9 注意事項

- (1) このプロポーザルの参加に要する経費は、全て事業者の負担とします。
- (2) 提出された書類は返却しません。
- (3) 提出された一切の書類は、この募集に関する事務以外の目的では使用しません。
また、業務に必要な範囲において複製を作成することがあります。
- (4) 提出期限後の事業者の都合による追加書類の提出、再提出及び差し替えは認めません。
- (5) 提出された書類等に虚偽がある場合は、失格とすることがあります。また、これにより県が損害を被った場合には、賠償を請求することがあります。
- (6) このプロポーザルの参加に係る手続、提出書類で使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とします。